



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 北野建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 北野 貴裕
(コード番号 1 8 6 6 東証第一部)
問 合 せ 先 経理本部部長 塚田 美一
(TEL 03-3562-2331)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 14 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 73 回定時株主総会（以下、本定時株主総会という）に、株式併合にかかる議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社はこの取組みの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 処分要領

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、当社株式を安定的に保有頂くこと、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式

② 株式併合の方法・割合

平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日（実質的に 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	68,368,532 株
併合により減少する株式数	61,531,679 株
併合後の発行済株式総数	6,836,853 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿にもとづく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	6,255 名（100.00%）	68,368,532 株（100.00%）
10 株未満	196 名（ 3.13%）	385 株（ 0.00%）
10 株以上	6,059 名（ 96.87%）	68,368,147 株（100.00%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式をご所有の株主様 196 名（ご所有の株式数の合計 385 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑤ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定にもとづき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

（下線部が変更部分）

現行定款	変更後の定款案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>2 億株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>2,000 万株</u> とする。
（単元株式数） 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	（単元株式数） 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 30 年 5 月 14 日
定時株主総会開催日	平成 30 年 6 月 22 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 9 月 26 日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数のことです。今回当社では、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位（1単元株式の購入金額）を、全国証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動等の他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値は変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

具体例をあげてご説明いたしますと、株価を500円とした場合、効力発生前後のご所有株式数、株価、資産価値および議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000株	100株	10分の1
株 価	500円	5,000円	10倍
資産価値	500,000円	500,000円	変化なし
議決権数	1個	1個	変化なし

Q 5. 株式併合によって受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5. 株主様のご所有の当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動す

ることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式にかかる配当は生じません。

具体例をあげてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および受取配当金額は、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備 考
ご所有株式数	1,000 株	100 株	10 分の 1
1 株当たり年間配当金（予定）	10 円	100 円	10 倍
受取配当金総額	10,000 円	10,000 円	変化なし

Q 6. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体例をあげてご説明いたしますと、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例 1	2,001 株	2 個	200 株	2 個	0.1 株
例 2	1,999 株	1 個	199 株	1 個	0.9 株
例 3	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例 4	100 株	0 個	10 株	0 個	なし
例 5	99 株	0 個	9 株	0 個	0.9 株
例 6	9 株	0 個	0 株	0 個	0.9 株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例 1、2、5、6 のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金については平成 30 年 11 月下旬頃にお支払させていただく予定にしております。

効力発生前のご所有株式数が 9 株以下の場合（上記の例 6 の場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主の地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後でも、単元未満株式の買増しや買取りはしてもらえますか。

A 8. 株式併合後においても、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 30 年 6 月 22 日	定時株主総会決議日
平成 30 年 9 月 25 日	1,000 株単位での最終売買日
平成 30 年 9 月 26 日	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日	単元株式数の変更、株式併合およびこれらにともなう定款の一部変更の効力発生日
平成 30 年 11 月下旬	端数株式処分代金のお支払い（予定）

Q 10. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 10. 特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関して不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話（0120）232-711（通話料無料） 受付時間：土・日・祝祭日を除く平日9：00～17：00
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以 上